○歯科技工士法施行細則

新	la l
(書類の経由)	(書類の経由)
第6条 法、歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)及びこの規則の規定	三第6条 法、歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)及びこの規則の規定
により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類(法第14条第2	により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類(法第14条第2
号に規定する歯科技工士養成所に係るものを除く。)は、住所地を所管する	号に規定する歯科技工士養成所に係るものを除く。)は、住所地を所管する
保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。 <u>ただし、情報通信技</u>	保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。
術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1	
項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第6条第3項	
<u>の規定による届出を行う場合は、この限りでない。</u>	